



令和8年3月27日

報道機関 各位

<タイトル>

「かもやすみ（鴨川子ども休暇制度）」をスタート

<リード文（またはサブタイトル）>

家族での体験活動や学びの機会を応援します

<本文>

鴨川市では、家族のふれあいの機会を増やし、児童生徒が自ら計画し体験的な活動や学びをする機会を応援するために、令和8年度から「かもやすみ（鴨川子ども休暇制度）」をスタートします。

本制度は、鴨川市立小中学校の児童生徒が、保護者の申請により、各年度1日単位で3日まで平日に休暇を取得でき、家族で体験活動や学びの時間を過ごすもの。休暇の取得は任意であり、その期日・期間は欠席とはならず「出席停止」と同様の扱いとなります。

本市は、医療・福祉関係を始めとして、卸売業、小売業、宿泊業、飲食業等に従事する方の割合が比較的高い傾向にあることや、昨今の働き方の多様化により、学校休業日である土曜日、日曜日、休日に、子どもと過ごす時間が十分に確保できない家庭も増えてきています。

このような実態を踏まえ、子どもたちが体験活動等を通して家族と有意義に過ごすことで、家族との絆を深める機会となることや、子どもたちが個々の興味関心や探究心をもとに主体的な学びを実現することを期待し、本制度を導入することとなりました。

本制度は、愛知県が「ラーケーション（ラーニング&バケーションの造語）」として、家庭や地域での教育活動の一環として捉えて導入したもので、全国的に広がりを見せています。

本市がこの制度の名称を決定するに当たっては、市内小中学校の児童生徒に候補名の中から投票してもらい、最も得票数が多かった「かもやすみ」が選ばれました。

活動事例としては、自然散策、観察学習、施設見学、スポーツ、文化芸術の鑑賞などが挙げられますが、家族でよく話し合っって計画を立て、充実した「かもやすみ」にしてほしいと考えています。

詳しくは、別添「かもやすみ」のパンフレットを参照。市ホームページにも掲載しています。

【問い合わせ】

学校教育課 担当：谷 智恵

TEL：04-7094-0512 FAX：04-7094-0531

E-mail gakko@city.kamogawa.lg.jp